

山梨総督時代の朝鮮教育

稲葉, 継雄
九州大学人間環境学研究院教育学部門国際教育環境学

<https://doi.org/10.15017/8048>

出版情報 : 大学院教育学研究紀要. 8, pp.23-44, 2006-03-30. 九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門
バージョン :
権利関係 :

山梨総督時代の朝鮮教育

稲葉 継雄

はじめに

朝鮮近代教育史研究の草分け的存在である大野謙一は、その著書『朝鮮教育問題管見』で、公立普通学校「一面一校計画」と並ぶ山梨総督の教育政策の柱であった「普通教育の改善」について次のように述べている。

寺内総督時代普通教育に於て特に重きを置いた農商業初歩・実業が大正九年の教育制度一部改正及び新教育令に基く関係学校規程に於て之を選択科目又は随意科目と為した結果、教育の実際に膺る者をして兎もすれば教育の実用を軽視せんとするの風を生ぜしめ、将来半島に於ける堅実なる文化の発展と根柢ある経済の繁栄を図る上に於て大なる障害たらんとするの虞あるに至つたので、昭和四年六月小学校規程並に普通学校規程に改正を加へて職業を必修科目と為し、旧制の如く教育の実用に重きを置き、大いに勤労好愛の風習を涵養せしめんことを期したのである。之を換言すれば実科訓練主義への復元とも称すべきであらう。⁽¹⁾

また、韓国教育学会の草創期に刊行された「韓国教育全書」シリーズの1冊『韓国教育史研究』にも次のような記述がある。

1919年の3・1運動による朝鮮民族の民族的反抗を宥めるために登場した斎藤実の形式的文化政治は、1927年12月に新しく第4代朝鮮総督として赴任した山梨半造によって漸次廃棄される現象が現われ、結果的に、寺内総督によって実施された武断政治が復活する傾向を示すようになった。⁽²⁾

このように、「実科訓練主義への復元」と「武断政治の復活」の違いこそあれ、山梨総督時代が朝鮮植民統治初期への回帰という意味でのターニング・ポイントであったという認識は、日韓双方に共通である。

しかし、大野の記述にある昭和4（1929）年6月は、山梨総督の在任期間（1927年12月10日～1929年8月17日）の最末期に当たる。したがって、1929年7月の「田中（義一——稲葉註）首相の退陣は、つまり山梨の解任を意味し、……（中略）……第四代朝鮮総督山梨半造は、これという治績も残すことなしにあっけなくひきさがった」⁽³⁾という見方も可能である。

そこで本稿は、山梨総督時代にどのような教育行政が行なわれたかよりも、教育関係の諸政策が、

いつごろから、どのような過程を経て形成されたかに重点を置く。とくに教育政策形成のキー・パーソンである総督・政務総監・学務局長・学務課長に注目し、「山梨総督の」ばかりではない「山梨総督時代の」教育政策を追究してみたい。換言すれば本稿の狙いは、朝鮮植民統治中期のターニング・ポイントとしての山梨総督時代の、実質的教育政策担当者および政策形成過程を中心とする再吟味である。

一. 教育政策関連の主要メンバー

1. 総督山梨半造

第3代朝鮮総督斎藤実の辞任が確定的になるや、その後任と目されたのは、斎藤がジュネーブ海軍縮小会議に日本全権として出席するため朝鮮を留守にしていた間（1927年4～11月）総督代理を務めた宇垣一成であった。宇垣の評価が高かっただけに、「斯う云ふ立派な総督の候補者があるのに何を苦で山梨大将なんかを担ぎ出すのであるか」^(ママ)⁽⁴⁾というわけで、「山梨総督説台頭するや、内鮮の国文新聞は一斉に反対説を掲げ、京城に於ては操觚界の一部には、山梨氏反対の決議さへ行はれむとし」⁽⁵⁾たほどであった。

山梨半造を第4代朝鮮総督に推したのは、時の首相田中義一であった。田中と山梨は陸軍士官学校・陸軍大学の同期同窓であり、田中が原敬内閣（1918年9月～1921年11月）の陸軍大臣であった際、山梨は陸軍次官であった。「秀吉における竹中半兵衛のように田中の蔭には必ず山梨がいた。というよりは、田中が陸軍大臣としての切り盛りと対議会策の処方箋は、ことごとく次官であった山梨さんの方寸から出ているとってよいだろう」⁽⁶⁾という評さえある。

1927年12月19日、釜山に上陸した山梨は、朝鮮総督としての第一声を発した。その要旨は次のとおりである。

朝鮮統治については全く白紙である。しかし、斎藤前総督の意図を踏襲し、時勢に遅れぬよう努力するつもりである。……（中略）……個々の問題に関しては、政府の方針もあり、時代の進運に適応した施設をする必要があるので、この点については十分に研究した後決定したい。⁽⁷⁾

これを額面どおりに受け取れば、朝鮮赴任当時の山梨は、基本的に斎藤前総督時代の政策を引き継ぐ方針であったことになる。

朝鮮の教育に関して山梨が初めて自分なりの考えを述べたのは、1928年1月の中枢院会議においてだったようである。同年2月の『朝鮮及満洲』は次のように報じている。ここに後の「一面一校計画」、すなわち4年制公立普通学校増設計画の萌芽を見ることができる。

山梨総督は未だ具体的何等朝鮮及び朝鮮人に対する意見を発表せざるも、一月の初めに開かれた中枢院会議に於て鮮人より朝鮮人の小学教育（普通学校）を内地人と同じく四年を六年制度にして

貰ひたいと云ふのに対し、「朝鮮人の就学児童の割合はまだ三割に達して居ないでは無いか、故に今日の朝鮮では学年を増すより学校を増設して一人でも多く小学教育を受けさすべく努むるのが急務である、其れには朝鮮人其者が児童の入学を奨励すると共に教育費の負担を少しでも多く負担するやうに努めて貰ひたい」と喝破したと云ふことである⁽⁸⁾

1928年3月になっても、「山梨さんは着任以来既に三箇月になつてまだ引込思案に日を暮して何等為す所無く、期待された剃刀式の切れ味と新味とを見せないのは、何となく物足らぬ感がする」⁽⁹⁾といわれていたが、そのころ総督応接室で行なわれた対談では、釈尾東邦の「朝鮮人教育に就ては何う云ふ御方針ですか」という質問に対して自らの意見を次のようになりに具体的に語っている。

イヤ別に変つた考へも持つて居ないが、内地のまねをして矢鱈に高等の学校を沢山設けることには不賛成だ、其れよりは初等教育の普及と云ふことに力を注ぎたいと思ふて居る、……（中略）……朝鮮の教育は進歩したと言ふもののまだ初等教育は就学児童の三割にも達して居ない、二割五分位だ、是れでは仕方が無い、普通学校を増設して就学児童をして不学の徒無からしむるのが今日の急務だ、……（中略）……其れから朝鮮人は軽佻浮華で虚栄心が強く役人になりたがる者が多くて実業に従事するものが寡く^(ママ)ないと云ふことだが、其れでは朝鮮の發達進歩は駄目だ、何うしても朝鮮の青年に実業を尊ぶ氣風を盛にせねばならぬ、さうして実業上に役に立つ青年を沢山造り出すことが必要だ、故に吾輩は簡易な実業学校を沢山設立したいと思ふて居る、朝鮮の教科書は内地の教科書其者を余りに多く取り入れ過ぎて居る、朝鮮には朝鮮の特色があり、朝鮮人には朝鮮人特殊の長所と欠点があるから朝鮮人に適するやうな教材を取捨して編纂するやうにと指示して置いた⁽¹⁰⁾

そして4月7日、「朝鮮総督府ニ於ケル一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」が発表された。同計画の内容は後述するが、上の山梨談話をほぼ全面的に反映したものであった。

しかし、この「一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」の中核をなす公立普通学校「一面一校計画」は、すんなりと受け入れられたわけではない。ある総督府官僚は次のように回想している。

朝鮮に永く居り半島の実情を知っている人は、「早過ぎる。経費の出ようがない、不完全な学校を作って不完全な教育をやるのなら、寧ろやらぬ方がよい」と反対する人も少くなかったようで、殊に総督府の内部においても、この一面一校主義の政策には賛成する者は、少なかったように記憶します。

唯この時も山梨総督は、寺内さんの「朝鮮の教育は空理空論を助長してはいけない。飽くまで職業を考えてやらねばならない。」という考えを踏襲され、普通学校の教課程の中に職業科を必須課目に^(ママ)するよう注意を払われると同時に、何としても一面一校主義は実行するという固い決意を持って当っておられたようでした。⁽¹¹⁾

このほか、「山梨総督の教育政策中最も重きを為すものは公立普通学校の一面一校計画であつて」⁽¹²⁾、「一面一校主義は山梨総督の新案では無いが、特に一面一校主義を強調して実行を急ぐことになつたのは全く山梨総督の発案で、山梨総督が如何に新附臣民たる鮮人の教育と初等教育の普及に熱心なるかを語つて余りあるものである」⁽¹³⁾という証言もあり、「一面一校計画」を抜きにして山梨総督の教育政策を語りえないことは周知の事実である。

一方、歴代朝鮮総督の事績を要約した渡部学は、「山梨総督時代は朝鮮人学生の同盟休校事件の頻発した時代であつたが、その原因を道德教育の不足にありとし、とくに徳風作興に関する訓示を發して師道の振作をはかった。他方では一面一校計画を樹立実施して公立普通学校体制のいっそうの強化をはかるとともに、書堂規則を改正してその開設廃止につき監督を厳にしかつ使用図書についての規制を明確化した」⁽¹⁴⁾と総括している。また、韓国近代教育史研究の韓国側の先駆者である李萬珪は、山梨の教育政策の特色として、「新たに赴任した総督山梨は、朝鮮人の生活があまりにも窮乏化して学生の思想が民族的あるいは自由主義に流れることを心配した。そこで教育方針を修正することにした。再び実用主義をある程度まで復活させ、思想取締りを強化する教育策を採つた」⁽¹⁵⁾と評した。これらは、ともに思想史に重点を置いた見方で、その分「一面一校計画」の比重は、相対的に低下することになる。

2. 政務総監池上四郎

池上四郎は、明治維新に先立つこと11年（1857年）会津若松に生まれ、正式の近代学校教育を受けることなく成長した「独学立身の人」⁽¹⁶⁾であつたが、警察官～内務官僚として頭角を現わし、3期10年（1913年10月～1923年11月）にわたって大阪市長を務めたことによりその名声を確立した。

市長退任時すでに67歳の高齢であつたので、いったん社会の第一線を退いたものの、朝鮮総督の交替が池上を再び表舞台に呼び戻した。「池上老人の推薦者は鈴木内務大臣だと云ふ話」⁽¹⁷⁾もあつたが、最終的には1927年12月23日、「田中義一首相の強い要請で朝鮮総督府政務総監（親任官）に就任」⁽¹⁸⁾したのである。

就任後5ヵ月の時点で、「山梨総督は特に教育方面や思想方面の施設に頭を注ぎ、池上政務総監は産業や経済や社会方面に主として研究の歩を進めて居た」⁽¹⁹⁾といわれており、池上の追悼辞（1929年4月4日、在任中に死去）における治績も、「細農小額資金の貸付・寄附金募集の弊害矯正・夫役の廃止・火田の整理及火田民救済・小作慣行の改善・公営住宅及公益質屋等の社会的施設・教育の実際化・教科書の改訂・師範教育の改善・初等教育の普及その他築港治山産業等に関する計画並に旱水罹災民及朝鮮貴族の救済案など」⁽²⁰⁾とされている。すなわち、池上本人にとって教育の優先順位は高くなつたのである。その行政手腕と人柄からして「池上氏の名声と徳望は慥かに総督以上であつたことは事実であつて今日（1935年当時——稲葉註）尚ほ池上の名は朝鮮に好印象を残しつゝ」⁽²¹⁾あつたというが、こと教育行政に関しては、後述する大阪市長時代の腹心福土末之助に肩代わりさせる形をとつた。

3. 学務局長李軫鎬

李軫鎬が韓国政界の表舞台に登場したのは、1908年6月、平安南道観察使に任命されてからである。(観察使はその後、長官～知事と名称変更される。)1910年8月韓国併合が断行され、10月の総督府開庁とともに朝鮮13道に6名の朝鮮人長官が配置されたが、李軫鎬は、そのひとりとして慶尚北道長官となった。続いて1916年3月、全羅北道長官となり、1921年8月まで勤続した。すなわち李は、13年余にわたって道行政の第一線にあったものの、教育行政に直接携わったことはなかった。教育関係といえば、平安南道観察使時代に官立平壤高等学校の校長を形式上兼任したぐらいのものであった。

その李軫鎬が、1924年12月、畑違いの総督府学務局長に任命された。朝鮮総督府始まって以来初の朝鮮人局長の誕生であった。3・1独立運動後の「文化政治」の一環として朝鮮人官吏登用の流れがあり、「文官特別任用令」の適用範囲拡大による合法的人事ではあったが、一般には奇異の目をもって迎えられた。1925年1月の『朝鮮及満洲』は次のように評している。

今回の人事異動に依りて学務局長に鮮人李軫鎬氏^(ママ)を持て行つたのは奇抜である、総督府設置以来十余年未だ総督府の各局部長には鮮人としては一人も採用されたものは無い、総督府の幹部には鮮人入るべからずの観があつたのに今回の整理時期に於て鮮人を局長級に据えたと云ふことは破天荒の企てで下岡政務総監の英断にして亦之に依りて下岡政務総監の朝鮮人政策も付度することが出来ると云ふもの、鮮人も大に之を喜で居ること、思ふ、但し鮮人を学務局長に持つて行つたと云ふことは大なる問題ではあるまいか、教育は平凡の機関で誰れでも善いやうなもの、決して然らず、教育の如何は一国の盛衰興亡に最も関係深きものにして人心を左右する中枢機関である、殊に朝鮮人の教育に於ては最も重大なる意味を有し、又朝鮮の学務局は内鮮人両方の教育を司る府にして、最も困難なる機関である之を司る者は特に人格の優秀なるものたると同時に朝鮮統治の要諦に黙識心通し、相当の識見と相当の手腕ある人物にあらざれば適任者とは言へない、此意味に於て関屋、柴田、長野の今日迄の各局長の如き決して朝鮮の学務局長として適任者であつたとは言へない、まして教育上の智識経験に乏しい朝鮮人を以てするに於てをや⁽²²⁾

学務局長に就任して1年後の1926年正月、李軫鎬は、自ら副会長を務める朝鮮教育会の会員に向けて次のような「年頭所感」を発表した。

自分は学務局長としての重職についてからもう早丁度一年になる。……(中略)……解決すべき多くの問題は大部分本年度に残されて居る。初等教育の拡張問題、その内容の充実問題、教科書の改訂問題等の問題と必然的に関係を有する師範教育問題、其他実業教育の改善問題、女子教育問題、軍事教育問題、視学機関の改善問題等がそれぞれ当面の急務として、自分の前途に置かれてある上に、更に専門学校の充実或は拡張問題、大学創設問題等も亦一日も忽にし得ざる重要事件である。自分は今、部下の人々と共に、是等の諸問題に就いて慎重審議を重ねて居る。⁽²³⁾

すなわち、すでに1926年1月の時点で、初等教育の拡張問題、その内容の充実問題、教科書の改訂問題、師範教育・実業教育の改善問題など、後の山梨総督時代（1927年12月～）に本格的に取り組まれる 이슈が、李学務局長の下で「解決すべき多くの問題」として俎上に載せられ、李は、「部下の人々と共に、是等の諸問題に就いて慎重審議を重ねて居」たのである。

上の「年頭所感」に先立つ1925年11月、普通学校・小学校における実科教育の強化を求めた各道知事宛学務局長通牒「実科教育ニ関スル件」が出されていた。その要旨は次のとおりである。

農業、商業又ハ手工等所謂実科ニ属スル教育施設ハ……（中略）……地方ニ依リテハ尚未タ之ヲ加設セサルモノ有之ヤニ認メラレ候ニ就テハ爾今一層御督励ノ上益之カ普及発達ヲ図ルト共ニ各道府郡ノ産業施設ノ方針ニ竅ヘ又是等技術員トノ連絡ヲ緊密ニシテ特ニ児童将来ノ生活ニ直接有用ナル實際ノ技能ヲ習得セシムル様致度⁽²⁴⁾

この段階で普通学校の農業・商業は、まだ随意科目もしくは選択科目のままであり、規定上は課しても課さなくてもよかった。しかし、学務局長通牒「実科教育ニ関スル件」は、実質的に農業・商業の必修化を意図していたとみることができる。現に李は、1927年の「年頭所感」において次のように「旧年に倍し生産教育を提唱し、学校教育の生活（生活化か——稲葉註）を高調せん」ことを宣言している。

近時世界の犬勢と朝鮮の現状とを鑑みるときは、唯に教育ばかりで無く一般の人々も考慮せなければならぬ事は、生活と職業、職業と教育とを調和せしむる事であると信ずる。教育は生きた人間を作るが目的であり、働きのある国民を作るのが教育であるとするならば、すべての教育は生活に即し、職業に即してゐなければならぬ。何れの職業に従ふも必要な基礎を築くのが普通教育であり、特定の職業に就く為め授くる教育が職業教育である。かくてこそ何れの教育に於ても、強き實際的生産的活動のできる人間が出来るのである。……（中略）……

将来斯土の住民に幸福をもちきたらす唯一つの方案は生活と職業と教育とを調和せしめることであり、教育の一要素として生産的活動を高調し、徹底せしむることである。されば本年は旧年に倍し生産教育を提唱し、学校教育の生活を高調せんとするものである。⁽²⁵⁾

山梨総督時代が開幕してすぐの1928年正月、李軫鎬は「新年所感」の中で次のように述べている。

私は初等教育の拡張を第一としたい、朝鮮にはまだ義務教育の制度は布かれて居ない、此の制度がないからとて多数の子弟を無学に終らしめてよいといふのでは決してない、真に内鮮融和の実を挙ぐるには、将又、朝鮮の人々をして、真に帝国の国民たるの資質と自覚を得しむるには、何をさておいて初等教育の普及発達を急務としなければならぬ。

次に私は朝鮮の教育を、今よりも更に多く実生活に即した教育としたい、是は内地に於ても盛ん

に唱導せらるゝ所であるが、教育が単に学問の教授とされて、實際生活と没交渉に取扱はるゝ事は、大なる誤謬でなければならぬ、私は過去兩三年に於て、実業補習学校を起し、初等学校の実科教育を奨励し、更に中等諸学校に実科を必修課目としておいたのは、此の精神からである。今や世界の思潮は盛に教育の實際生活化を叫んでゐる。私は此の点に一層の考慮を払つて、万遺算なき様にしたいとおもつてゐる。

師範教育に関しても、最も慎重の考慮を要するものと思ふ。教育は日進月化する。これが任に当る教師其の人の素質も亦日に新なるを要する。其の点から見て現在の各道師範学校の組織、修業年限、その他の各般が果して適當であるといひ得るだらうか、若し不適當であるとせば、如何様に改善すべきか、私は之等の件に関して目下充分の調査をなさしめて居る。⁽²⁶⁾

李軫鎬は、この「新年所感」の末尾で、「私がこゝにあげた諸問題の如きも、唯、私自身の希望の一端として見て戴きたい。之れを私が振り出した約束手形と認められては大に迷惑である」⁽²⁷⁾と断わっているが、「私は……したい」と、「自身の希望の一端」を直截に語っている点が注目される。初等教育の拡張、実科教育の充実、師範教育の改革の3課題は、李軫鎬が学務局長に就任して以来取り組んできた多くの課題から、恐らくは山梨総督の意を受けて絞り込んだものであろう。

1928年4月、総督府は、「朝鮮総督府ニ於ケル一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」⁽²⁸⁾を發表した。李軫鎬が、「これを發表するまで4年も掛かった」⁽²⁹⁾といっているところをみると、この「第一次計画」は、いわば李学務局長が就任以来暖めてきたプランの集大成である。「勤労好愛ノ精神ヲ振興セシメ興業治産ノ志向ヲ教養スルニ努ムルコト」「兎モ角一面一校主義ノ実現ヲ期シ之ニ依リテ各面ニ将来普通学校發展ノ中核トナルヘキ設備ヲ植付ケ尚之ヲ基礎トシテ社会教育施設ノ進展ヲ図ルコト」などの一般方針に基づいて「初等教育並ニ社会教育普及振興ノ方法ヲ立案」したこの計画は、その後(1928年6月、8月)の「臨時教育審議委員会」「臨時教科用図書調査委員会」における叩き台となった。

1929年1月、李軫鎬は4年1ヵ月にわたって務めた学務局長の職を辞した。1月20日付の『東亜日報』は、「李学務局長の辞職は、氏が在任中、普通教育普及一面一校案、師範教育改正案、その他教育行政方面に多くの貢献があっただけに一般の哀惜を受け」云々と李の更迭を惜しむ声を伝えている。

今日の韓国では、李軫鎬を「日帝の忠僕」「親日売族の元凶」⁽³⁰⁾などとする否定的評価が定着している。李が、結果的に「親日派」の代表として日本に協力することになったのは事実である。しかし、李学務局長の言動の端々に朝鮮人としての心意気を窺うことはできる。たとえば総督府の1927年度予算編成の際、「法政専門学校の校舎新築費拾五万円を削除したと云ふので李学務局長は、財務局長が教育に無理解だと云て、政務総監の面前で大激論を闘はし、局長は職を賭しても之を明年度予算に要求し」⁽³¹⁾た。当時の官立専門学校(全5校)は全体的に内地人学生の比率が圧倒的に高かったが、唯一京城法学専門学校だけは朝鮮人中心であった。その京城法学専門学校の校舎新築費を李学務局長が「職を賭して」要求した理由も頷けようというものである。また、「一面一校計

画」を推進するにあたっては、「朝鮮人も文明人の仲間入をせよと思へば、せめて学齡児童の半分なりとも教育を受けさせないと文明国人なんかと威張ることは出来なからうと思ふ、又総督政治の体面から言ふても教育の普及は最も急務中の急務だらうと思ふ」⁽³²⁾と語っている。ここには、「総督政治の体面」を楯に取って朝鮮人教育の普及を図ろうとする論理を見ることができる。

4. 学務課長福士末之助

福士末之助は、青森県の出身で、1904年東京高等師範学校地歴科を卒業した。その後いつどのような経緯で大阪市職員となったかは不明であるが、「大阪における学制改革の恩人とさるゝ」⁽³³⁾ようになった。当時大阪市長であった池上四郎と深い縁があったわけである。大阪市の学務課長を務めた後は文部省の事務官となり、1927年12月27日、東京高等師範学校教授兼文部事務官から朝鮮総督秘書官となった。ただし、「総督秘書官」は官報上の職名で、実際は池上政務総監の秘書官であった。そして、1928年2月24日付で学務課長を命じられたのである。『朝鮮及満洲』記者の新学務課長月旦は次のとおりである。

福士君は池上さんの秘蔵つ子だ、池上さんが大阪で市長をして居た時代に大阪市の学務課長を勤め後ち文部省に入ったのだ、高師出身ではあるし、学務課長としては経歴から言ふても最適任だ、人物は地味で堅実味を帯び真摯誠実の人らしく見受ける、さらつとして人触りも善い、教育行政に就ては経験もあるし新智識も豊からしい、名学務課長であらう、其れに出過ぎない人であるから李学務局長との折れ合も善からう、又朝鮮の教育界に就ては大に刷新改善を要することが多い、氏の腕を試むるに最も善い。⁽³⁴⁾

福士末之助が学務課長に就任して以来、学務局長李軫鎬の存在は相対的に小さくなったようである。当時総督府山林部長であった渡辺豊日子は、福士学務課長を次のように見ていた。

山梨、池上さんの時にも矢張臨時教育審議委員会を作って、従来の三面一校を拡張して一面一校にする。そして昭和四年から向う八ヶ年間で完成するとの計画が審議決定され実行に移されたものでした。

学務局長は朝鮮人の李軫鎬氏、学務課長は福士末之助という教育には一隻眼のある人で、総督総監と一緒に内地から着任された方でした。その福士君が総監の命を受けてその計画、立案、実行に当り、殆ど福士君の案ではないかと云われた程のものでした。⁽³⁵⁾

福士自身も、あちこちで自らの考えを「私の所見」あるいは「私見」として直接吐露している。そのうち最もまとまったもの（「朝鮮教育諸法令改正等に就いて」1929年7月）を紹介すると次のとおりである。

朝鮮の教育の現状はこの国民一般を基調とし対象とすべき教育，統治上の潜在的部面に対する深刻なる任務を負ふ所の教育，即ち初等教育に於て，先刻も申しました如く，漸くにして二面に一校の割合に施設せられて居るに過ぎぬのであります。是の如きは断じて統治の基調を健全ならしむる所以でないと共に政治の要諦，目的に合致したる所の情勢にあると見る事が出来ぬと思ふのであります。今回の朝鮮の教育の施設について先づ以て私共の脳中に往来致したものは，即ち此の点であつたのであります。

第二は教育の機会均等の主義を達成せんとするの考を有つたことではありまするが，第一に述べました統治の基調と教育との関係を考へますれば，当然の推論上，此の点を考へなければならぬのであります。……（中略）……

第三は地方開発の根源に着眼致したのであります。御承知の通り地方の開発は或は産業的に，即ち経済的に，或は精神的に其の実績を取めなければならぬといふことは，苟も農村発達の歴史を眺め，尚且つ文化の要素及其の発展の根源の如何なる部面に存するかを考へる者の何人も悟了する所と思ふ。……（中略）……私共は今回の法規の改正或は一面一校と言ひますが，普通学校の拡張を図るに付て此の点にも深く留意致したのであります。

第四は教育政策と産業政策との調和に着眼したことであります。……（中略）……

第五は教育事業の濫設を予防することを考へたのであります。……（中略）……国家の期待に副はざるが如き教育施設が，任意の事業として行はるゝ場合に於ては，一面に於ては，一面国家の統治の見地から，他面民衆の生活の将来を憂ふるの見地から，之に対して相当の取締方法を講ずると共に，又是の如き事業に対して，指導上依違すべき所を定むることは，国家当然の措置と思ふのであります。今回私立学校規則中に改正を加へましたのも書堂規則を改正致しましたのも，専門学校の入学者の検定に就いての指定学校に関する規定を公示致しましたのも皆この趣意によつて出来たのであります。⁽³⁶⁾

さらに勤労教育については，「従来の書本教育は，真の教育ではない。又勤労教育は，全人教育の本旨に出でたものであつて，決して経済界に於ける労務の需給関係に左右せられたる所の労働者の教育でないのである。真に価値ある所の自我の完成を期するのである」⁽³⁷⁾と述べている。小学校・普通学校の随意科目「実業」を必修科目「職業」するにあたって中心的役割を果たした福士の「私見」である。

1929年11月8日，福士末之助は学務課長を辞した。池上政務総監が死去して後ろ楯を失つたためか，あるいは学務課長としてやるべき事はやつたと判断したためか，その真相は知る由がない。ただ福士は，学務課長辞任とともに総督府を離れたわけではない。ひと月後の12月14日には京城帝国大学予科教授兼朝鮮総督府視学官に就任し，その1年後には視学官専任となった。最終的に総督府官吏を依願免となつたのは，1931年10月24日のことである。

二. 教育政策の形成と展開

総督府は、1928年4月、「朝鮮総督府ニ於ケル一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」を発表し、これを具体化するために同年6月、「臨時教育審議委員会」を組織した（委員長：政務総監池上四郎，委員：学務局長李軫鎬ほか13名）。同委員会は6月28日の1回だけ開催され、5つの議案（普通学校普及に関する件、普通学校の内容改善に関する件、国民学校の新設に関する件、師範教育改善に関する件、青年訓練所に関する件）を審議したが、数名の委員が部分的に疑義を挟んだ以外、学務局が準備した内容をほぼそのまま承認した。6月15日の時点で『東亜日報』が、「その原案はすでに学務局において作制されているので、審議会は専ら諮問の形式を踏むに過ぎないであろう」と見ていたとおりになったのである。

ともあれこうして、臨時教育審議委員会で審議された5つの案件は、正式に山梨総督時代の主要教育政策となった。以下、各政策ごとにその形成と展開の過程を見ていこう。

1. 普通学校の普及（いわゆる「一面一校計画」）

斎藤総督時代の1919年から1922年にかけて「三面一校計画」が遂行され、その後も公立普通学校が漸次増設されたので、1928年度には実質「二面一校」の割合に達していた。しかし、学齢児童の就学率は約18%に過ぎなかったため、「一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」において「兎モ角一面一校主義ノ実現ヲ期」すとされたのである。臨時教育審議委員会はこれを受けて、「普通学校は昭和四年度より向ふ六年間に於て凡各面一校の方針を以て之が普及を期すること 前項に依る普通学校は修業年限を四年とするを常例とし各校概ね二学級の編制とすること」⁽³⁸⁾とした。問題は、計画の遂行期間（6年）と新設普通学校の修業年限（4年）であった。

総督府が打ち出した「一面一校主義」は、社会的には不評であった。「曩に本府に於て普通学校の一面一校主義を実現すると云ふことを発表された時、余りに朝鮮の地方経済を知らぬ無謀の計画であると云ふので、一般に呆然たるものがあつた」⁽³⁹⁾という。朝鮮人指導層の左右（社会主義と民族主義）陣営を統合して1927年に成立した新幹会も義務教育の実施を主張していたくらいであるから、普通学校の増設自体に反対する意見はほとんどなかったが、内地人・朝鮮人を問わず人々は、総督府教育財政の貧困とそれに伴う地方の負担増を懸念したのである。そこで世論は、せめて「一面一校計画」の期間延長を、という方向に動いた。たとえば1928年9月16日付の『京城日報』は、「四箇年間（6年間の誤り——稲葉註）に一千百校の急激なる増設は余りに突飛であり現在の貧民状態を無視せる成案なるを以て、之を短かくも十年計画位ひに案を立て直し山梨総督の断案を希望」する識者の意見を掲載している。

このような世論を勸案してか、池上政務総監は、同年9月27日東京での記者会見で、「普通学校増設は七ヶ年計画」⁽⁴⁰⁾と語った。ところが12月になると、期間はさらに延びて8ヶ年計画となった。大蔵省における1929年度予算の査定過程で8年の線が浮かんだものようである。こうして「一面一校計画」は、1929～36年度の8年間に公立普通学校1,074校を増設することが確定したのである。

普通学校の修業年限は、1919年の3・1運動後、6年を原則とした（ただし、土地の状況により5年または4年とすることをえた）。小学校の修業年限になるべく合わせるという意味での「内地延長主義」であった。ところが「一面一校計画」における新設普通学校は、当初から修業年限4年、2学級複式編制を原則とした。臨時教育審議委員会の席上、「本計画に依る普通学校修業年限を4年とするを常例とする事は上級学校との連絡上、其の他の理由により将来に昇格運動等頻発する如き憂なきや」「本計画に依る普通学校の修業年限は四年を常例とするは一般的に朝鮮に於ける初等教育を此の程度に於て妥当なりとするものなるか」⁽⁴¹⁾という意見も出されたが、結局、原案がそのまま認められたのである。この結果、「一面一校計画」がスタートした1929年に公立普通学校1,499校中4年制472校（31.5%）6年制1,027校（68.5%）であったのが、1936年には4年制1,155校（47.9%）6年制1,256校（52.1%）となった。

「一面一校計画」の過程で開設された4年制公立普通学校の中には、私立の各種学校や書堂を換骨奪胎したものも少なくなかった。これに関して北朝鮮の社会科学院は、次のような見方をしている。

かれらはまた、教育刷新のスローガンのもとに、いわゆる「一面一校主義」を唱え朝鮮人民を欺こうとした。

日本帝国主義は一面一校主義が朝鮮人民の「負担を減少」させ、現代的教育体系に基づき朝鮮に「新文明を注入」しうる画期的な措置であると主張した。しかしかれらが一面一校主義を唱えた目的は、民族主義教育の温床となっていた私立学校と書堂を一掃し、すべての普通教育機関をかれらの統制下に置くことによって、朝鮮民族の民族的伝統と民族語、民族的自覚と誇りを抹殺し、軍国主義思想と奴隸的な屈従思想を徹底的に植えつけようとするところにあった。

この後、日本帝国主義は私立学校と書堂に対する弾圧を強め、その数を減らすために力を注いだ。⁽⁴²⁾

2. 教育内容・教科書の改編

1926年2月、「普通学校規程」が一部改定され、第7条第3項（修業年限ヲ四年ト為シタルトキハ……農業、商業及漢文ハ之ヲ加フルコトヲ得ス）から「農業、商業及」が削られた。つまり4年制普通学校で農業・商業を教科として課することができるようになったのである。また、同規程第24条第3項は次のように改められた。

随意科目又ハ選択科目トシテ農業又ハ商業ヲ加フルトキハ修業年限四年ノ普通学校ニ在リテハ第四学年ニ於テ、其ノ他ノ普通学校ニ在リテハ第五学年、第六学年ニ於テ一科目ニ付毎週二時以内之ヲ課シ其ノ毎週教授時数ハ学校長ニ於テ他ノ教科目ノ毎週教授時数ヲ減シ又ハ各学年毎週教授時数ノ合計ヲ増加シテ之ニ充ツヘシ

この段階ではあくまでも「随意科目又ハ選択科目トシテ」の農業・商業であったが、「文化政治」

期の朝鮮総督府にとっては大きな政策転換であったとみてよい。当時の学務課長平井三男は、「教育の大主眼の一つを、実科教育乃至産業教育に置いて居る」⁽⁴³⁾と公言している。

「普通学校規程」の改正に続いて1927年、京畿道においていわゆる普通学校卒業生指導が開始された。これらの土台の上に、後述する普通学校「職業」科の必修化が図られたのである。

1927年末に山梨総督が赴任するや、「勤労教育」「実科教育」が改めて強調されるようになった。そして1928年4月、「一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」の中で「小学校規程及普通学校規程中改正ヲ加ヘ実業ニ関スル科目ハ必設必修科目トシ之ニ依リテ今後一層勤労主義ヲ徹底セシムトスル」ことが謳われたのである。

この「小学校規程及普通学校規程中改正」は、1929年6月に実現した。6月20日付で、これに関する山梨総督の訓令が出ているが、その執筆者は、ほぼ間違いなく学務課長福士末之助である。というのは、福士が、自らの言葉で次のように解説しているからである。

各規程改正の本旨は右訓令の通りでありまするが、以下少々審かに私見を述べて参考に供することとする。

第一は文字通り勤労主義に基いて教育の実際化を期した。語を換へて言へば、全人たるところの国民の総ての素質を实际社会に即しつつ発達させることを主眼として規定が改正せられて居る。その条文に現はれた事柄を申せば、小学校規程第十五条第二号並に普通学校規程第八条第二号の次ぎに、従来の規程に無かつた一号を加へたのであります。即ち「勤労好愛ノ精神ヲ養ヒ興業、治産ノ志操ヲ鞏固ナラシムルコトハ何レノ教科科目ニ於テモ常ニ深ク留意ヲセムコトヲ要ス」と入れたのであります。

又小学校規程第十二条第一項及普通学校規程第七条第一項を改正致しまして、従来の実業科目は随意科目でありましたのを、必修科目とし、尚「実業」を「職業」と改称することにしたのであります。……（中略）……「実業」を「職業」と改めました所以はこの科目の基調を、教育論上の所謂職業指導の事にも之を取りました関係上、其の意義が、従来慣称し来つた所の「実業」の觀念よりも稍広いと認めただからであります。……（中略）……尚小学校規程第二十一条ノ二、及普通学校規程第十五条ノ二を新に加へまして職業に関する教則を規定致しましたことや、職業の毎週教授時数を従来の実業の時数より増加致した事なども篤と御留意ありたい。

なほ附加へて申しますことは、従来女子に対しては所謂実科教育のことを余り閑却してをつたやうでありまするが、併しながら、女子としても経済生活を営んで行く場合に於ては、何等かの職業がなければならぬのである。それ故に今回の改正規定に於きましては女子に対しても職業を必修せしむることに致したのであります。尤も性が違つてをりまするから、女子に課する「職業」の内容は男子に課するものと大体に於て異なるべき筈のものたることは更に言を要せぬことでありませう。⁽⁴⁴⁾

「職業」と「家事及裁縫」は、4年制普通学校では3学年から、5・6年制普通学校では4学年から課された。参考までに毎週教授時数を示すと、尋常小学校および6年制普通学校の場合、「職

業」が、4学年男子2・女子1時間、5・6学年男子3・女子1時間、女子の「家事及裁縫」が、4学年2時間、5・6学年4時間であった。このほか、学校長の裁量によって「実習」を付加することもできた。普通学校における「職業」科教育および「実習」の状況は次のとおりである。

職業学校に非ざる学校に於ける職業科教育而も初等普通教育に於て、労働を嫌忌し、実業就中農業を極端に卑下する因襲に育まれた半島の児童に対し、職業就中農業的職業陶冶の徹底を期せんことは洵に難事^(ママ)中の難事であつて、この間に処し、克く読み書き偏重の弊に陥らず、作業偏重の譏を受けず、真に知目行足事上^(ママ)練磨の功を積ましめて、腹の出来たそして腕に十分な覚えのある次代国民を育成せんが為めには、半島朝鮮人初等教育界を挙げて、傍たの見る目も涙ぐましいやうな苦心と努力が続けられてゐるのである。農村普通学校に於ける農業実習は普通農事は勿論、養蚕・畜産・農業手工・窯業、沿海部に於ては水産製造、山野部に於ては農林手工・葉草に依る製葉等頗る広範囲に互り、所謂適地適業主義に依る農漁家副業の素地を培ふことに就ても相当の貢献を為し来つて居るのであつて、これが指導の任に当る者は経費等の関係上特に専科教員を置く余裕がない為め、孰れも学校長以下全職員が一般授業の傍ら献身的に働いて居るのである。⁽⁴⁵⁾

教科書の改訂にあたっては、1928年6月22日、「臨時教科用図書調査委員会」が組織された。委員長は、「臨時教育審議委員会」と同じく政務総監池上四郎、委員は、学務局長李軫鎬・学務課長福士末之助など総督府官僚や京城帝国大学教授・各中等学校長など学識経験者から成る18名であった。同年8月3日に第1回会合が開かれ、山梨総督は次のような挨拶を行なつた。

惟フニ、教育ハ国家統治ノ大義ニ基キ、国民統合ノ根本トナルベキ国民精神ヲ振作シ、社会共同生活ニ須要ナル資質ヲ向上シ、文化及経済ノ根源ヲ涵養シ、以テ一生ヲ健全ニ且安楽ニスルヲ以テ究極ノ目的ト致シマスルガ故ニ、教科書ノ編輯ニ当ツテハ、先ヅ以テ、深く此ノ点ニ留意ヲ要スルコトト考フルノデアリマス。

特ニ輓近ノ時弊ニ徴スルニ、或ハ輕佻詭激ノ思想ヲ誘発セントスル事項ノ如キ、或ハ剛健質実ナル性格ノ陶冶ヲ阻害セントスル事項ノ如キハ、断ジテ之ヲ排除セネバナリマセヌ。又半島ノ実情ニ鑑ミ、或ハ農村文化ノ発達ヲ促ス事項ノ如キ、或ハ産業開発ニ必要ナル事項ノ如キニ付テハ、何レノ教科書ニ於テモ深甚ノ注意ヲ加フルト共ニ、或ハ孝悌友愛ノ如キ、或ハ礼讓ヲ重ンズルガ如キ、或ハ長幼ノ序ヲ尊ブガ如キ、其ノ他東洋道德ニ胚胎スル半島多年ノ歴史的美風ハ、大ニ之ヲ推奨シ、殊ニ自立自営ノ精神ハ極力之ヲ鼓吹セネバナラヌト信ズルノデアリマス。⁽⁴⁶⁾

「臨時教科用図書調査委員会」は、このような総督の意向を受けて普通学校用新教科書の編纂綱領を決定し、それに基づいて総督府編輯課が作業を進めた。その結果、改訂された教科書は、「(一) 何れの教科書を問はず、就中修身・国語・歴史等に於て 皇室・国家に関する教材を豊富に採択し、且其の取扱を最も鄭重にして忠君愛国の至情を涵養する上に遺憾なからしめたること。(二) 勤労

好愛，興業治産の精神を涵養するに資する教材を多くし，之に準じて一般に教科用図書の調子を実際化したこと等」⁽⁴⁷⁾の特色をもつことになった。

3. 国民学校の新設

「一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」に「簡易国民学校」構想が盛り込まれ，これが「臨時教育審議委員会」で「国民学校」として公認された。その要点は次のとおりである。

- 一. 国民学校は普通学校の教育の本旨に基き簡易適切なる方法に依りて普通学校に入学せざる少年を教養し特に勤労好愛の精神を養ひ興業治産の志操を鞏固ならしむるを以て目的とすること
- 一. 国民学校の修業年限は二年を下らざるものとする
- 一. 国民学校に入学することを得る者は年齢六年以上の者とする
- 一. 国民学校の教科目は修身，国語，朝鮮語，算術，職業，家事及裁縫（女子），体操とすること
- ∴
- 一. 公立の国民学校は当分の内之を公立普通学校に附設せしむること
- ∴
- 一. 国民学校の教科課程に準ずる教科課程を授くる書堂及各種学校は地方長官の認可を受け指定国民学校と称するを得しむること
- 一. 国民学校及指定国民学校の修了者又は卒業者は試験の上普通学校の相当学年又は実業補習学校の前期に編入するを得しむるの途を開くこと⁽⁴⁸⁾

しかし，この「国民学校」は，制度としては実現せず，構想倒れに終わった。その原因は，「既にその名称に於て実質と相伴はざるの嫌あり，……（中略）……尚本案の実質に付て考察するに当時に於ける普通学校就学の状況は入学志望者が校門に溢れ，既設学級を以てしては之れが収容不可能なりと云ふにはあらず。寧ろ既設の学級にして児童定員の充実せざるものが少くなかつたやうな実情である。従つて之を普通学校内に附設することはそれ自身多少の矛盾を含むもの」⁽⁴⁹⁾とされている。だが，「所謂国民学校案なるものは，全く机上の計画」⁽⁵⁰⁾にとどまったのではない。その理念が，「普通学校卒業生指導学校」の中で，間接的にはあれ活かされたからである。1929年3月30日付の『大阪朝日新聞』は，京城発の消息として次のように伝えている。

京畿道では……（中略）……一昨年から実業補習学校と簡易国民学校との粹をあつめた卒業生指導学校の設置に努めた結果すでに十八校に達し……（中略）……今年からさらに利川郡竹南母校その他四校にこの指導学校を設置することになり三十日道庁会議室で関係各校長集合し実習教育の方針について協議したが，確定した教育方針は山梨総督の一枚かんばんたる教育振興案中の一項で目下立消えの形となつてゐる簡易国民学校の教育方針より一歩進んだものであるといはれてゐる

山梨総督時代に構想された「国民学校」は、宇垣総督時代の1934年、簡易学校という形で具現されたとみることができる。簡易学校は、入学児童の年齢は10歳が標準であったこと、修業年限2年の後普通学校の3学年に連絡するというようなことのない完成教育であったこと、教科目に家事及裁縫と体操がなく職業陶冶に格別力を入れたこと、などの点で「国民学校」とは異なった。

前述した「国民学校」の要点のひとつに「国民学校の教科課程に準ずる教科課程を授くる書堂及各種学校は地方長官の認可を受け指定国民学校と称するを得しむること」とあるように、「国民学校」は、書堂および私立各種学校を公立学校体系に取り込むことを狙ったものでもあった。そしてその実、「国民学校」は実現しなかったものの、書堂等の抑圧は、山梨総督時代の教育政策として推進されたのである。

『東亜日報』には、1928年2月以降私設学術講習所の閉鎖を報じた記事がしばしば登場し、このころから総督府の私設学術講習所取締りが本格化したことが窺われる。そして1929年2月19日、「私立学校規則」の一部改正が行なわれた。この改正は、「何等法規に拠る所なく学校類似の教育施設をなして、或は幼児を教育し或は初等普通教育を施し、或は青少年の教育をなすもの漸く多く、其の社会に及ぼす影響の甚大なるものに鑑み、これ等多数の施設を国家の法規に拠らしめ積極的に指導監督をなすの必要あるに出でた」⁽⁵¹⁾のものであった。

それから4ヵ月後（6月17日）、「書堂規則」が改められた。その要点は次のとおりである。

（一）名称及び位置・児童の定数・教授用図書等従来単に府尹・郡守又は島司へ届出となしたるものを新に道知事の認可を受けしむること、した。（二）書堂に於て国語・朝鮮語・算術を教授する場合に於ては、其の教授用図書は本府編纂教科書を使用すべきこと等であつた。又同時に書堂の指導監督上訓令を発し、（一）書堂の開設認可申請の際具申した事項に付て其の調査を周到にすること。（二）適宜の方法に依り国民道徳に関する事項を授けしむること等を注意した。⁽⁵²⁾

「書堂規則」改正の結果、日本側から見れば、「所謂改良書堂等の名に依つて、その教育内容の改善に多大の努力を払つた向も少くな」⁽⁵³⁾だったが、朝鮮側にしてみれば民族教育の途が遮られたに他ならず、したがってこの後、書堂の数は急速に減少した。

4. 師範教育の改革

旧韓国時代の官立漢城師範学校が1911年11月、第1次「朝鮮教育令」の施行と同時に解体されて以来暫くの間、朝鮮には師範学校がなかった。独立の教員養成機関としての師範学校が復活したのは1921年4月で、「朝鮮総督府師範学校」として創設された京城師範学校がそれである。続いて1922年から23年にかけて朝鮮各道に公立（道立）師範学校が開設され、「1官立・13公立」体制となった。京城師範学校は、普通科5年と演習科1年を合わせた6年制（中等学校卒業後演習科のみの履修も可）、各道の公立師範学校は、特科（当初2年制、1924年から3年制）を本体とするいわゆる「特科師範学校」であった。

しかし、総督府はこのような師範学校のあり方に満足しておらず、早くも1925年、第51帝国議会の説明資料として学務局が作成した「師範教育並教員養成状況及将来ノ計画」には次のような記述がある。

現在地方ニ於ケル師範教育ニ関シテハ近キ将来ニ於テ根本ヨリ改善ヲ策スル要アルヲ認ム出来得ヘクムハ師範教育ハ将来本府直轄ノ下ニ統一シ官立師範学校凡四校ヲ増設シテ現在ノ特科公立師範学校ニ換ヘ以テ重大ナル国民教育ノ普及実施上遺憾ナカラシメムコトヲ期スル要アリト認ム⁽⁵⁴⁾

だが、公立師範学校の官立化は、おいそれとは行かなかった。1927年8月の時点でも、「目下具体的な方法について調査立案を進めている最中」⁽⁵⁵⁾だったのである。

このような過程を経て1928年4月、「一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」が発表された。師範学校の改革に関しては、師範学校の修業年限を7年とし普通科5年高等科2年とすること、演習科を高等科と改めること、特科の制は廃止すること、師範学校は官立とすること、などがポイントであった。

同年6月の「臨時教育審議委員会」は、これらをほぼそのまま認めた。そして8月には、「改正師範は全部官立に引直し現在各道一校づゝ設立してゐるものを三道に一校位の割に改め全鮮に四校になすことになつてゐる」⁽⁵⁶⁾たのである。総督府学務局は、新制度を1929年度から実施するため「師範学校規程」の改正作業を進めた。しかし、その改正案は、1929年3月末に至っても日本政府（法制局および文部省）の認めるところとならなかった。法制局や文部省の反対理由は、次のような新聞記事から窺うことができる。

目下法制局で審議を進めてゐる朝鮮教育令改正案は遂に暗礁に乗りあげいまのところ総督府から妥協案を提示しない以上法制局の審議通過は絶望となるに至つた、法制局が頑強に反対した要点は今回の改正案があまりに突拍子で朝鮮の教育現状に鑑みて遙にかけはなれてゐるといふのである、すなはち現行令によれば師範学校の修業年限は三年であるが、改正案によると普通科、高等科を通じて七年に改め内地の師範学校の修業年限と同様にせんとするものである、しかし朝鮮の民度を考慮するときにはかゝる急激なる改正案は時期尚早といはねばならぬといふにある⁽⁵⁷⁾

事のこゝに至るまでには文部省側からも相当の意見現れ、主として前掲第三項の演習科を高等科と改めて年限を一ヶ年延長する案に対しては、文化の程度比較的高き内地においてすら、一ヶ年に足れりとする現状なるにも拘らず、朝鮮において殊更に二ヶ年の高等科とし、徒らに理想に走るは面白からずとして極力これが阻止に努めたので、本府においてもこれを諒として文部省側に一步を譲り、まづ原案中の第三項は削除して両者の間に妥協成り、そのまま法制局および内閣の承認を得た次第である。⁽⁵⁸⁾

日本政府と朝鮮総督府との妥協の結果、1929年4月19日、新「師範学校規程」が公布された。主な改正点は次のふたつである。①特科を尋常科に改め、その修業年限を5年（女子にあつては4年）とし、入学資格を尋常小学校卒業程度とする。②尋常科のみを置く師範学校に第二部演習科を置くことを得しめる。

すなわち、総督府の改正原案にあつた「普通科」は「尋常科」に名称変更され（ただし、京城師範学校の普通科は従前どおり）、2年制「高等科」は認められなかったのである。しかし、新たに設けられた尋常科（尋常小学校・普通学校卒業後5年、通算修業年限11年）は、旧制特科に比べれば高水準のものであつた。というのは、特科は、法規定上高等小学校卒業（修業年限8年）を入学資格としたが、実際の入学者はほとんどが6年制普通学校の卒業生で、特科卒業までの通算修業年限は、現実には9年だったからである。

「第二部演習科」の「第二部」は、「第一部」が小学校訓導の養成機関であるのに対して、普通学校訓導の養成機関であることを意味する。「主として高等普通学校及女子高等普通学校等の卒業者を收容する演習科を置くの要あると、一面普通学校に於て職業科の実績を挙げ、以て特に勤勞を好愛するの精神を涵養するの必要上、之が教師としての適任者を教養する為、実業学校卒業者を收容する演習科をも設くるの要切実なるものあるを以て」⁽⁵⁹⁾とくに開設の途が開かれたのである。つまり、前述した普通学校の職業科とも連動していたわけである。

新しい「師範学校規程」に則つて、1929年6月、官立の大邱師範学校と平壤師範学校が新設された。この時、公立の慶尚北道師範学校と平安南道師範学校がそれぞれ大邱師範学校・平壤師範学校に吸収され、残りの公立師範学校11校は、在校生の卒業を待って1931年3月に廃校となった。しかし、当初予定されていた官立師範学校4校のうち2校は、暫く開設されなかつた。大邱・平壤に続く官立師範学校は京城女子師範学校（1935年4月創立）と全州師範学校（1936年5月創立）で、この4校が「一面一校計画」期間内に設立されたものである。

5. その他

その他の教育政策として青年訓練所の設置と同盟休校（学校ストライキ）対策に触れておきたい。

青年訓練所は、そもそも1926年4月、「青年訓練所令」に基づいて開設された日本内地の機関であつた。その目的は、実業補習教育と軍事教練の強化にあつた。1928年4月の「一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」は、「青年訓練所令」を朝鮮にも適用しようとしたのである。ただし、その実施は当分の内地方の任意たらしめるという条件付きであつた。それは、次のような朝鮮独自の事情があつたからである。

青年の心身鍛練と国民たるの資格向上とを目的とする青年訓練所の設置がいよいよ近く総督府令で認められることになつた模様である、規程は内地のものと同様だが……（中略）……たゞ氣遣はれてゐることは朝鮮青年をも青年訓練所に入所させることになると、兵役義務のないのに訓練を受けても仕様がなないと朝鮮人側に誤解されはしまいかといふことである、然し青年訓練の目的は

勤労主義の教育によつて規律節制，責任観念などの美德を涵養さすことにあつて，軍国主義の吹き込みでも何でもないことが理解されたならば朝鮮青年も喜んで入所するに至らうといはれてゐる⁽⁶⁰⁾

「臨時教育審議委員会」によつてオーソライズされた青年訓練所は，朝鮮総督府1929年度予算において具体化され，同年中に30余カ所の設立をみた。ただその性格は，内地の青年訓練所が，1935年4月以後，義務教育の延長としての青年学校に転化したのとは異なり，朝鮮の場合，農村振興運動につながる普通学校卒業生指導の一形態であつたとみることができる。

1928年3月，記者会見の場で山梨総督は，「一般善良な朝鮮人に対しては飽迄一視同仁の温かい精神で臨まねばならぬが，苟くも日本に対して反抗気分を持つとか，独立運動をやるとか云ふ徒輩に対しては飽までも弾圧的態度を以て取締らねばならぬと思ふ⁽⁶¹⁾」と語っている。また池上政務総監も，同年8月各道知事に対して，「いったん同盟休校が勃発した場合は，あくまでも断乎たる処置に出で，少なくとも教権を失墜するような姑息の手段をとることなく，不良生徒は嚴重処分すること⁽⁶²⁾」を示達した。これらの発言は，当時頻発していた朝鮮人学校のストライキに対する総督府の強硬姿勢を示したものである。しかし，実際の処分は，この後の宇垣総督時代以降ほど苛酷なものではなかつた。その象徴が，昭和天皇の即位にちなんで1928年11月10日に出された総督府訓令第31号である。同訓令により，「学校の同盟休校に關聯して，懲戒処分を受けたる学生生徒の取扱に付いて，……（中略）……大体に於て停学謹慎中の者は之を解除し退学処分を受けたる者にして，入学を希望する者があれば，其の処分を受けざる者と同様に取扱ふことゝなつた⁽⁶³⁾」のである。

同年9月12日付の「教員服務及徳教ノ振作ニ關スル訓示」も，微温的という意味で性格的には同類である。これに關して韓国側では，「不健全な思想の学園侵入を警告し，忠良なる皇国臣民としての朝鮮人の教育に積極的に努力することを強調した⁽⁶⁴⁾」と解釈しているが，学園対策としてはほとんど実効のない単なる総督訓示に終わった感が強い。そもそも朝鮮人学校の同盟休校は，「凡ソ徳風ヲ作興スルノ途ハ他ナシ唯師表タル志操ヲ健ニシ常ニ協戮ノ誼ヲ厚ウシ以テ崇高ナル職分ヲ完ウシ情ヲ尽シ理ヲ明ニシ諄諄教ヘテ倦マザルニ在リ⁽⁶⁵⁾」といった教員の取組みで押え込めるようなものではなかつたのである。この訓示の1年後（1929年11月），光州学生事件が勃発し全朝鮮的な反日運動へと発展したことが，それを証明している。

おわりに

公立普通学校「一面一校計画」と普通教育における実業科の重視が，山梨半造自身が強調し推進したという意味において山梨総督の2大教育政策であつたことは疑いない。しかし，これらの政策は，山梨総督独自のものとは言えない。いずれも，そのルーツは山梨総督時代以前に遡るからである。すでに1919年「三面一校計画」がスタートする際，いずれは「一面一校」，さらにはそれ以上にまで普通学校を普及させることが想定されていた。また，寺内・長谷川総督時代の「実科訓練主義」への回帰が政策の俎上に載せられたのが何時かは明らかでないが，遅くとも1926年1月には，

先に見た李軫鎬学務局長の「年頭所感」の中で公言されている。

のみならず李軫鎬は、1924年12月の学務局長就任以来、初等教育の拡張・教科書の改訂・師範教育の改善などについても検討を重ね、1928年4月「朝鮮総督府ニ於ケル一般国民ノ教育普及振興ニ関スル第一次計画」をまとめたことでも注目される。この「第一次計画」は、1928年6月の「臨時教育審議委員会」、同年8月の「臨時教科用図書調査委員会」においてほぼ原案どおり承認され、山梨総督の下での正式な教育政策となった。これまで「第一次計画」や李軫鎬学務局長に注目した先行研究にお目に掛かったことはないが、山梨総督時代の諸教育政策の基礎となった「第一次計画」と、その中心的立案者としての李学務局長は、改めて評価さるべきであろうと思う。

学務局長李軫鎬とともに学務課長福士末之助の存在にも注目すべきである。福士は、「第一次計画」が発表される2ヵ月前に学務課長となり、同計画の策定や「臨時教育審議委員会」「臨時教科用図書調査委員会」の実務を担当した。李軫鎬が、勅任待遇の学務局長であったとはいえ、朝鮮総督府始まって以来初の朝鮮人局長、それも高等文官試験を経ない特別任用による局長であったためその活動には陰に陽に制約が伴ったであろうことを勘案すると、池上政務総監の信任厚かった福士学務課長の活躍の場は、一般の課長職以上に広がったであろうと推測される。喩えて言うならば、山梨総督時代の教育政策は、李軫鎬がファウンダー、福士末之助がプロモーターというところであろう。

山梨総督時代の教育政策に関するもうひとつの特色は、「一面一校計画」も普通学校「職業」科の必修科目化も道立師範学校の官立化も、その実施がいずれも1929年度から、すなわち山梨総督の在任末期にスタートしたことである。山梨は、主要教育政策が実質的な緒に就いた時点で辞任し、その成果を目にすることはなかったのである。山梨総督時代が、1年8ヵ月という短さもさることながら、教育史上影が薄い主たる理由はここにある。

註

(※はハングル文献)

- (1) 大野謙一 『朝鮮教育問題管見』 朝鮮教育会 1936年 p.175
- (2) ※車錫基・申千湜 『韓国教育史研究』 載東文化社 1968年 p.395
- (3) 柳 周鉉 『小説 朝鮮総督府』(中) 講談社 1968年 p.332
- (4) 『朝鮮及満洲』 第32巻第241号 1927年12月8日 p.6
- (5) 青柳綱太郎 『総督政治史論』 後篇 1928年 p.425
- (6) 『文藝春秋』 第42巻第8号 1964年 p.305
- (7) ※『東亜日報』 1927年12月20日
- (8) 『朝鮮及満洲』 第33巻第243号 1928年2月7日 p.2
- (9) 同上 第33巻第244号 1928年3月7日 p.11
- (10) 同上 第33巻第245号 1928年4月7日 pp.3-4
- (11) 渡辺豊日子口述 『朝鮮総督府回顧談』(友邦シリーズ第27号) 友邦協会 1984年 p.61

- (12) 大野謙一 前掲書 p.170
- (13) 『朝鮮及満洲』 第33巻第246号 1928年5月10日 p.10
- (14) 梅根悟監修 『朝鮮教育史』(世界教育史大系5) 講談社 1975年 p.288
- (15) ※李 萬珪 『朝鮮教育史』(下) 乙酉文化社 1949年 p.293
- (16) 阿部薫編 『朝鮮功勞者銘鑑』 民衆時論社 1935年 p.17
- (17) 『朝鮮及満洲』 第33巻第242号 1928年1月1日 p.12
- (18) 『大阪春秋』 第98号 2000年 大阪春秋社 p.88
- (19) 『朝鮮及満洲』 第33巻第246号 p.9
- (20) 『朝鮮』 1929年5月 p.2
- (21) (16) に同じ
- (22) 『朝鮮及満洲』 第28巻第206号 1925年1月1日 p.197
- (23) 『文教の朝鮮』 1926年1月 p.54
- (24) 『朝鮮教育法規例規大全』 朝鮮教育会 1929年 pp.302-303
- (25) 『文教の朝鮮』 1927年1月 pp.2-3
- (26) 同上 1928年1月 pp.3-4
- (27) 同上 同上 p.4
- (28) 阿部洋編 『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』 龍溪書舎 1987-1991年 第17巻所収
- (29) ※『東亜日報』 1928年4月25日
- (30) ※金 三雄 『親日政治100年史』 図書出版トンブン 1995年 p.97,98
- (31) 青柳綱太郎 前掲書 pp.143-144
- (32) 『朝鮮及満洲』 第33巻第251号 1928年10月5日 p.42
- (33) 『南鮮日報』 1928年12月14日
- (34) 『朝鮮及満洲』 第33巻第245号 1928年4月7日 p.74
- (35) (11) に同じ
- (36) 『文教の朝鮮』 1929年8月 pp.22-29
- (37) 同上 同上 p.30
- (38) 同上 1928年9月 p.47
- (39) 『南鮮日報』 1928年12月25日
- (40) 『京城日報』 1928年9月28日
- (41) 大野謙一 前掲書 p.168
- (42) 朝鮮民主主義人民共和国社会科学院歴史研究所近代史研究室編(金曜顕訳) 『日本帝国主義統治下の朝鮮』 朝鮮青年社 1978年 p.105
- (43) 『文教の朝鮮』 1926年11月 p.2
- (44) 同上 1929年8月 pp.33-35
- (45) 大野謙一 前掲書 p.238

山梨総督時代の朝鮮教育

- (46) 『文教の朝鮮』 1928年 9月 pp.55-56
- (47) 『施政二十五年史』 朝鮮総督府 1935年 p.587
- (48) 『文教の朝鮮』 1928年 9月 pp.48-49
- (49) 大野謙一 前掲書 pp.181-182
- (50) 同上 p.182
- (51) 『文教の朝鮮』 1929年 3月 p.4
- (52) 『施政二十五年史』 pp.586-587
- (53) 大野謙一 前掲書 pp.246-247
- (54) 『大正14年第51帝国議会説明資料』 p.163
- (55) 『中外日報』 1927年 8月20日
- (56) 『京城日報』 1928年 8月29日
- (57) 『大阪朝日新聞』 1929年 3月24日
- (58) 『京城日報』 1929年 4月12日
- (59) 『朝鮮』 1929年 5月 p.8
- (60) 『京城日報』 1928年 4月26日
- (61) 『朝鮮及満洲』 第33巻第245号 p.4
- (62) ※『東亜日報』 1928年 8月 8日
- (63) 『文教の朝鮮』 1928年12月 p.7
- (64) ※車錫基・申千湜 前掲書 p.397
- (65) 『文教の朝鮮』 1928年10月 p.3

Education in colonial Korea under Governor-General Yamanashi

Tsugio INABA

While it is an established view that the policies under Governor-General Yamanashi Hanzô (December 1927-August 1929) were a return to those of the early colonial rule (1910s), the formation process of the principal educational policies under Yamanashi has not yet been fully clarified. This article investigates when and through what processes these policies were formed, rather than what education administration was put into action. Special emphases are given to such key persons as the Governor-General, Political Resident General (seimu sôkan), Director of the Educational Bureau (gakumukyokuchô), and Chief of the Educational Affairs Section (gakumukachô), so that not only the educational policies “by Yamanashi” but those “in the time of Yamanashi” will be elucidated. It will be demonstrated that: 1) Yi Chinho, Director of the Educational Bureau, was the substantial creator of the educational policies under Yamanashi and Fukushi Suenosuke was their promoter; 2) Yi Chinho’s words and acts evince the educational policies “by Yamanashi” actually had their origin in the rules of his predecessors.